

# 所得税の還付申告など 確定申告のご案内

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税が清算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

## 確定申告をする と所得税が戻る方

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける方
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金など新築や購入、増改築などをして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合など

【注意】給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要です。▼それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類などを事前にご確認ください。▼還付金の受け取りは、預貯金口座への振り込みをご利用ください(申告者名義の預貯金口座へ振り込みます)

## 確定申告書の様式が 変更になりました

確定申告書の様式が次の通り変更になりました。  
①所得税の確定申告書は22年分以降に使用するものから「提出用」「控え用」の2枚で1組となりました  
②21年分までは、添付書類について確定申告書の2表の裏面に張りましたが、22年分

以降からは申告書の裏面に張らず、添付書類台紙などに張って申告書と一緒に提出することとなりました  
【お願い】確定申告に必要な添付資料のご用意を、お早めにお願いたします

## 22年分の所得税の 確定申告

22年分の所得税の確定申告の相談および申告は、2月16日(水)～3月15日(火)の期間に受け付けます。また、所得税の還付申告は、2月15日(火)以前でも申告書を提出することが出来ます(22年分についての所得税の還付申告は、1月から申告書を提出出来ます)

## ご利用ください 税理士会が行う 無料申告相談会

東京税理士会では2月14日(月)～18日(金)の期間、無料申告相談会を開催します。相談は、①小規模納税者の方の所得税および消費税②年金受給者および給与所得者における所得税の申告を対象(譲渡所得のある方を除く)としています。

### 税理士会が行う無料申告相談会の日程

日時・会場	2月					
	10日(木)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)
東久留米市役所7階701・702会議室		○	○	○	○	○
西東京市防災センター6階(西東京市中町1-5-1)		○	○	○	○	○
小平市役所6階会議室(小平市小川町2-1333)		○	○	○	○	○
清瀬市男女共同参画センター4階会議室(清瀬市元町1-2-11)		○	○	○	○	○
東村山市市民センター2階会議室(東村山市本町1-1-1)	○					

受付時間：午前9時半～11時半、午後1時半～3時半  
対象：年金受給者、給与所得者および小規模納税者

る方は遠慮ください。▼各会場とも、自動車での来場は遠慮ください。  
詳しくは東村山税務署 ☎ 42・394・6811(音声案内に沿って「2」番を選

市税などの納税にご協力ください  
1月31日(月)は市民税・都民税第4期、国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料第7期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。  
詳しくは納税課 ☎ 470・7729へ。

◆東京税理士会ホームページアドレス  
<http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

## 国民年金 源徴収票が 送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっていきます。

1月12月中旬に「老齢年金」を受け取られている方全員に、23年1月までに源泉徴収票を送付します。  
源泉徴収票は、税務署で申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。  
もし、源泉徴収票を紛失した場合は再交付が出来ますので、武蔵野年金事務所または「ねんきんダイヤル」☎ 0570・05・1165へご連絡ください。

## 介護保険制度 における 税控除の申告を

高齢者のおむつ代を医療費(医療費控除)の申告  
高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告に対しては、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

【対象】次の①～④のいずれにも該当する場合に市で確認書を発行します。  
①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方(21年中のおむつ代の医療費控除を申告した方)  
②22年中に購入したおむつ代を税申告する方  
③22年中に介護保険の要介護認定を受けている方  
④主治医意見書の内容により、「寝たきり状態にあること」および「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方

【対象】介護保険の要介護認定を受けている方で、①寝たきり高齢者の方  
②知的障害者(軽度・中度・重度)に準ずる方  
③身体障害者(1級～6級)に準ずる方  
【注意】障害者手帳等をご用意してお持ちの方は、手帳の掲示などにより申告することが出来ますが、障害者控除が受けられる場合であっても、認定書により要件を満たせば、特別障害者控除が受けられる場合があります。  
詳しくは介護福祉課 ☎ 557へ。



## 住基カード発行の際 本人確認方法が 変わりました

住民基本台帳カード(以下、住基カード)を発行する際の本人確認方法が次のように変わりました。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。  
①ICカード運転免許証を提示の上、暗証番号を正しく入力する方法  
②運転免許証(ICカード、非ICカード)、旅券、障害者手帳、療育手帳(以下、A書類)1点に加え、健康保険証、

年金手帳などの書類(以下、B書類)をもう1点提示する方法  
③A書類を2点提示する方法  
これらの方法による場合、申請したその日に住基カードの発行が可能です。ただし、前記の方法によらない場合は、A書類を1点、またはB書類を2点提示することで申請が出来ますが、申請したその日の発行ができませんので、ご注意ください。  
【申請の際に必要なもの】  
認印、発行手数料500円、顔写真入りの住基カードを希望する方は顔写真(縦4・5センチ×横3・5センチで申請前6カ月以内に撮影した無帽・無背景のもの)  
詳しくは市民課 ☎ 470・7722へ。

## 自立支援医療(精神通院)を 受給している方へ

自立支援医療(精神通院)を受給している方は、有効期間が経過すると自立支援医療費の支給がなくなり、更新手続きを行ってください。  
有効期間は、お手持ちの受給者証で確認してください。更新手続きは有効期間の3カ月前から障害福祉課(市役所1階)で行うことができます。  
診断書の提出は2年に1度  
更新手続きにおける、診断書の提出は、「毎年提出」から

## 下水道使用料等 検討委員を募集します

下水道使用料等のあり方について検討を行うため、委員会を設置します。これに伴い、月に1回程度の会議に出席し、市民の立場からの提言などを行っていただく、下水道使用料等検討委員を募集します。  
【募集人員】5人以内  
【応募資格】市内在住で公共下水道を使用している20歳以上の方  
【任期】おおむね1年間  
申し込みは1月21日(金)までに「消印有効」任意の用紙に「下水道使用料等」の意見書800字程度にまとめ、郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、〒2003-8555、市役所施設管理課下水道計画係へ郵送してください。

## 所得区分の変更手続き

保険証の世帯が変更になった、または前年度と課税状況が変わったなどの場合、有効期間の途中でも所得区分変更手続きが出来ます。  
所得区分変更手続きを行った場合、申請日の翌月初日から新しい所得区分が適用されます。  
詳しくは同課地域支援係 ☎ 470・7747へ。

【注意】使い慣れた黒ボーレンペンや電卓等の計算器具をご持参ください。▼受付時間は混雑の状況により、早く締め切る場合があります。▼青色申告の方、所得金額が高額な方、相談内容の複雑な方、譲渡所得(株式等の譲渡を含む)のある方、税理士に依頼している方は、遠慮ください。▼各会場とも、自動車での来場は遠慮ください。  
詳しくは東村山税務署 ☎ 42・394・6811(音声案内に沿って「2」番を選